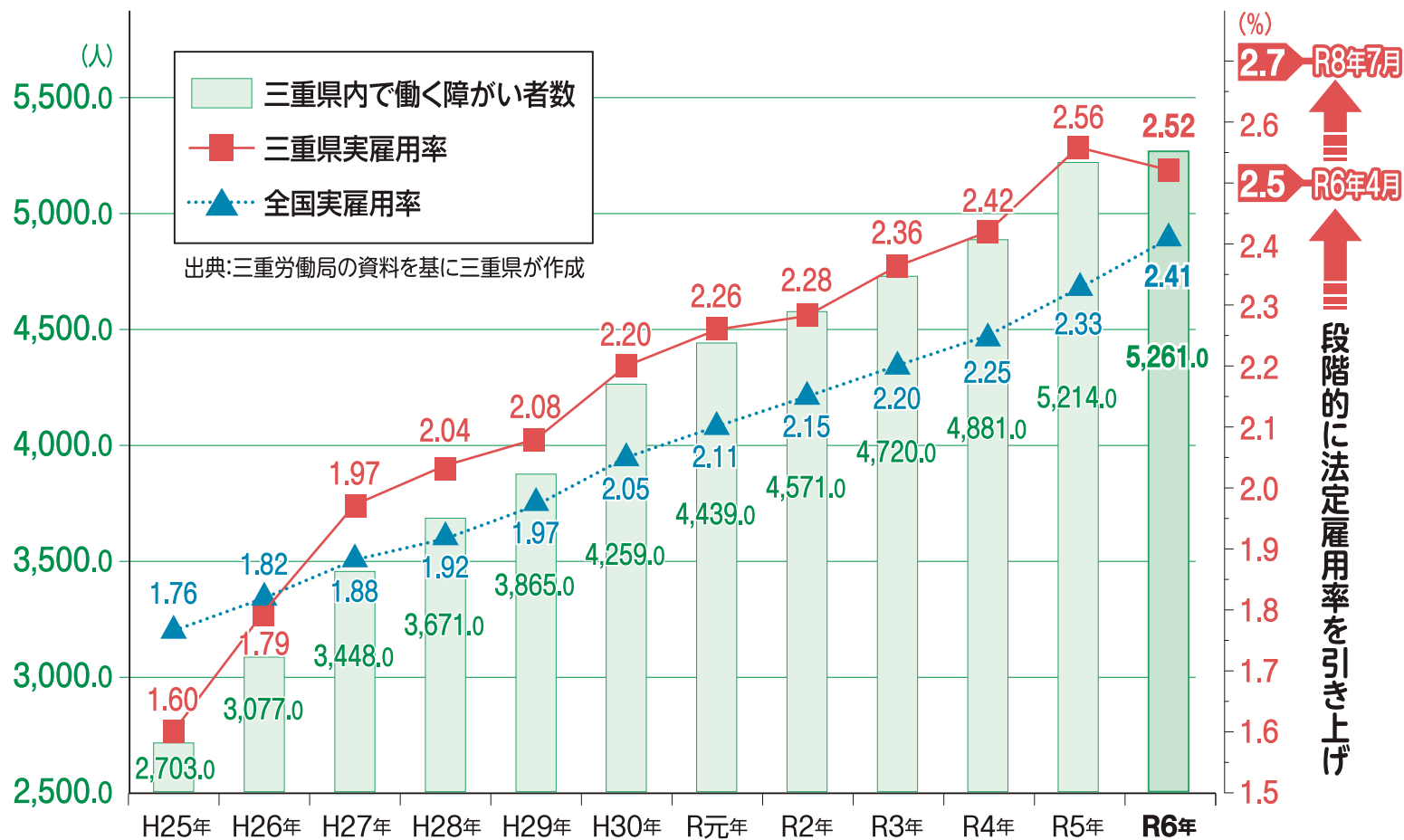


# 障がい者と共に働くことが 当たり前な社会をめざして

県では、働く意欲のある障がい者の方が希望に応じて柔軟に働くことができるよう、障がい者雇用に対する企業や県民の皆さんの理解促進に取り組んでいます。



## 令和8年7月に、障がい者の法定雇用率が引き上げられます



### 事業主の皆さんへ

#### ●障がい者の法定雇用率引上げについて

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	<b>2.7%</b>
対象事業主の範囲(従業員数)	43.5人以上	40.0人以上	<b>37.5人以上</b>

- ポイント 1** 令和6年4月から障がい者の法定雇用率が2.5%に引き上げられました。
- ポイント 2** 令和7年4月から、除外率が各除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。
- ポイント 3** 令和8年7月から障がい者の法定雇用率が2.7%に引き上げられます。

除外率等の詳細は  
三重労働局HPをご確認ください▶



令和6年の三重県の民間企業における雇用状況は、**実雇用率は2.52%で全国22位、法定雇用率達成企業の割合は57.6%で全国10位**となっています。県では、障がい者と共に働くことが当たり前な社会の実現に向け、はじめて障がい者雇用に取り組む企業を支援する事業や、障がい者のテレワークや短時間による就労など、多様で柔軟な働き方に取り組む企業を支援する事業を実施しています。

県の取組については県HPをご確認ください▶



## 障がい者の法定雇用率引上げに向け、障がい者雇用制度や支援策、障がい者雇用の参考になる事例について紹介するイベントを開催します

参加無料・オンライン参加可

# 障がい者雇用促進フォーラムみえ

- ◎三重労働局から、令和6年の障がい者雇用の県内状況や令和7年からの障がい者雇用制度について解説します。
- ◎独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構から、雇用率未達成の事業主に対する納付金や障がい者を雇用したときの助成制度について解説します。
- ◎県から多様で柔軟な障がい者雇用の事例を紹介します。

**日時** 令和7年 2月28日(金) 13:30~15:30(受付13:00)

**会場** 三重県庁講堂 (津市広明町13番地)

**対象者** 障がい者雇用に関心のある方

**参加方法** 会場またはオンライン(Zoom)

**申込方法** 右の2次元コードからお申し込みください

**申込期限** 令和7年2月21日(金)



【共催】三重県、三重労働局、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構



昨年のフォーラムみえの様子

### プログラム

- 13:30 第1部 障がい者雇用制度の概要と納付金・助成金
- 14:40 第2部 多様で柔軟な障がい者雇用の事例
- 15:10 第3部 地域の障がい者団体と連携した企業の取組

第3部では子ども食堂の企画運営を通じて、企業と共に地域づくりに取り組む障害者就労支援事業所クロフネファーム(伊勢市)の事例を紹介します。地域貢献の視点から働く障がい者について考えてみませんか。



クロフネファーム(伊勢市)



クロフネファーム代表: 桑浦さん

## ステップアップ大学「企業出張版」を開催します! 事前申込制・参加無料

企業、障がい者、就労支援事業所にメリットのある、施設外就労「M.I.Eモデル」を実施している株式会社ミルボンを見学します。

また、M.I.Eモデルの中心となっている社会福祉法人維雅幸育会が取り組み紹介を行います。

**日時** 令和7年3月13日(木) 14:00~16:00

**会場** 株式会社ミルボン(伊賀市ゆめが丘7丁目7-5)

**対象者** 障がい者雇用に関心のある方

**定員** 先着30名

**申込方法** 右の2次元コードからお申し込みください

**申込期限** 令和7年3月6日(木)

お申し込みはこちら▶



詳しくはこちら▶



## 障がい者就職面接会に参加しませんか?

ハローワークでは、就職を希望する障がい者の方と事業主との「障がい者就職面接会」を開催します。「働きたい」というお気持ちのある方、ぜひ、この機会に参加してみませんか。

**日時** 令和7年2月13日(木) 13:00~15:30

**会場** 津市久居総合福祉会館(津市久居東鷹跡町20-2)

**対象者** ハローワークに求職登録している障害者手帳をお持ちの方

**申込方法** ハローワーク津の③番障がい者担当窓口に参加申込書をご提出ください

**申込期限** 令和7年2月7日(金)

**問い合わせ先** ハローワーク津 専門援助部門 TEL 059-228-9161(43#)

詳しくはこちら▶



※「障がい者・障害者」の表記について、県では原則として「障がい者」を使用していますが、法律用語など国において「障害者」と表記されている場合は漢字を使用しています。